

介護サービス事業者の指定申請について

1 申請方法及び提出期限

指定申請については、希望する日の2ヶ月前までにご相談ください。申請受付後、休日を除く 30 日程度で審査を行いますので、指定申請書類は、希望する指定日の1ヶ月前までに提出してください。

2 提出方法

事前にご連絡の上、法人指導課 施設指導係まで持参してください。

加古川市 福祉部 法人指導課 施設指導係

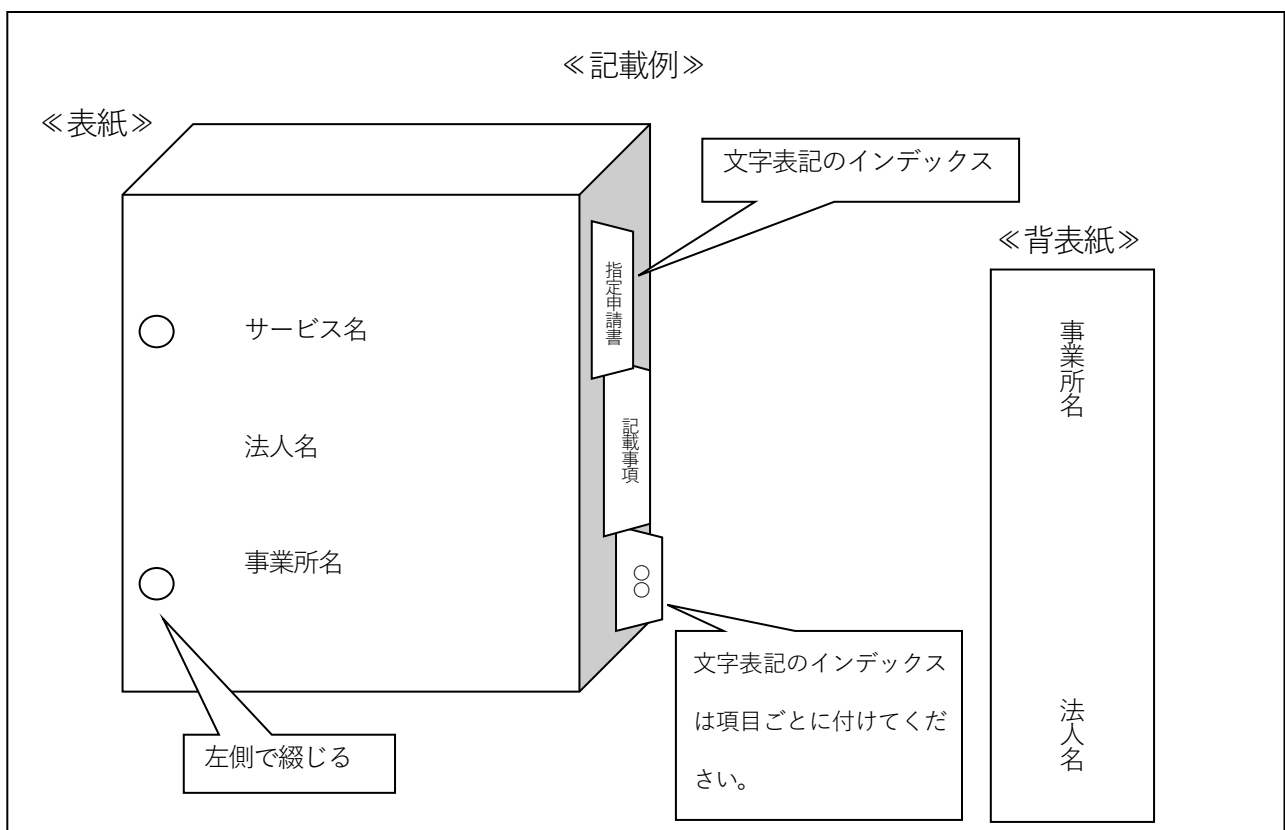
住 所：〒675 -8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

T E L：079-427-9391 F A X：079-421-2063

メール：ホウジン @ シティカコガワエルジージェイビー
houjin @ city .kakogawa.l g .j p

3 注意事項

- (1) 地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスを同一の事業所において一体的に運用する場合には、両事業の申請を 1 部の申請書一式で兼ねることができます。
- (2) 書類の提出は、以下の形式で整えてください。
 - ① 提出書類は、1 冊の A 4 判ファイルに綴じてください。
 - ② 表紙には、サービス名・法人名・事業所名を記載してください。
背表紙には、事業所名・法人名を記載してください。
 - ③ 項目ごとに文字表記のインデックスを付けてください。



4 指定申請に必要な書類

- ① 指定申請書【様式第1号（第3条関係）】
- ② （各サービスの）事業所の指定に係る記載事項【付表1から付表10】
- ③ （各サービスの）事業所の指定に係る記載事項 添付書類・チェックリスト【別添】

①～③の書類及び別添のサービスごとの添付書類と合わせて提出してください。

上記の書類に合わせて、以下の「5 その他添付書類」を提出してください。

5 その他添付書類

	添付書類	説明
1	事業所（施設）の写真	【様式任意】 <input type="checkbox"/> 事業所（施設）の外観と内観（※用途ごと）が分かる写真
2	設備・備品等の写真	※居宅介護支援の場合は不要 【様式任意】 <input type="checkbox"/> 記載した内容が確認できる写真
3	重要事項説明書等	【様式任意】 <input type="checkbox"/> 重要事項説明書及び契約書
4	損害賠償発生時に対応が可能であることが分かる書類	【様式任意】 <input type="checkbox"/> 損害賠償発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）
5	介護サービス費の請求に関する事項	【指定様式】 <input type="checkbox"/> 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」 <input type="checkbox"/> （別紙1－3）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」 ※加算及び減算をする場合、それぞれの加算等に必要な書類を添付すること。 必要書類については、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表のその他該当する体制等に係る添付書類一覧」を参照。 ※（特定）処遇改善加算を算定する場合、別途計画書を添付すること。 <input type="checkbox"/> （別紙5－2）「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」 ※該当事業所のみ
6	指定申請に係る手数料関係書類	<input type="checkbox"/> 「指定申請に係る手数料」を納付したことが確認できる領収書の写し
7	社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書	※申請者が社会福祉法人の場合のみ（認知症対応型共同生活介護及び居宅介護支援の場合は不要） 【別添様式】 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書
8	業務管理体制に係る届出書	※加古川市で地域密着型サービスのみを行っている事業所のみ 【指定様式】 <input type="checkbox"/> （第1号様式）介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書